

豊明市立小中学校  
災害時学校利用計画

豊明市

## 災害時学校利用計画の策定について

豊明市では、被災した市民の安全確保と生活再建を始めるまでの一時的居住施設として市立の小中学校を指定避難所として開設・提供します

避難してきた住民等の誘導、避難所の運営が円滑に進められるよう、あらかじめ学校施設の利用方法を以下のとおり定めます。

避難所には、様々な住民が避難してくるため、災害の状況のほか、避難者の状況に応じて柔軟に対応できる体制を整えます。

### 1 避難所等の種別

#### (1) 一時避難場所

広域避難場所や避難所へ移動する前に一時的に集合し、また、災害の状況を確認するスペースで、学校のグラウンドや近くの公園などを指定しています。

#### (2) 要配慮者優先避難所（福祉避難所）

避難所での避難生活が困難な要介護高齢者や障がい者が避難生活を送るための施設で、市立保育園、福祉体育館を指定していますが、身体的障がいの状況等により学校に避難する場合も想定されるため、学校にも設置します。

### 2 避難所運営の基本方針

(1) 避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することをめざします。

- ・災害発生直後は、生命の安全確保と安全な避難場所の提供を行います。
- ・災害がおさまって、家屋の被害や電気、水、ガスなどのライフラインの機能低下により生活が困難になったときは、避難所において最低限度ではありますが、在宅避難をしている避難者も含めて、生活支援を行います。
- ・避難所で提供する生活支援の主な内容は、以下の4つ。

ア 生活場所の提供（原則として、体育館を使用（体育館内の観覧席、猫脚部は使用不可）、ただし、やむを得ない理由（妊娠中の方や疾患を持つ方など）により体育館での生活が困難な避難者は、避難所運営委員会において協議の上、特別教室等の事前に指定されている教室等を優先して使用し、避難者数に応じて校舎全体を避難所として柔軟に対応します。）

※車中泊や建物の外でテント生活をしている人がいたら、リーフレットを配布するなどしてエコノミークラス症候群などへの注意を呼びかけます。

イ 水、食料、物資の提供

ウ トイレなどの衛生的環境の提供

#### エ 生活情報、再建情報の提供

- ・生活支援に必要な物資などの数量を把握するため、避難者（避難所、在宅等）を登録します。
- ・避難所においても、プライバシーが確保できるように努めます。
- ・避難者への生活支援は、公平に行うことを原則とします。ただし、要配慮者については、個別に対応します。

#### (2) 避難所では、避難者の自主・自立を原則とします。

- ・避難者が自主的に避難所を運営するために、避難者の代表者、市職員、学校職員で構成する避難所運営委員会を設置し、運営に関わる事項を協議して決定します。
- ・避難所の秩序を維持するため、避難所でのルールを作成し、普及します。
- ・避難所の運営が特定の人々に過重な負担とならないように、市職員、学校職員を含めて、できるだけ交替や当番などにより対応します。
- ・避難者は、「避難者組」を組織して、避難所運營業務の当番などに参加します。
- ・避難所施設内(グラウンド等)において、車中泊及びテント等を利用した屋外避難者は、ブロック（10世帯程度）を区切って「避難者組」を組織し、避難所運營業務の当番などに参加します。

#### (3) 市災害対策本部は、避難所の後方支援を行います。

- ・避難所からの報告に基づき、食料、物資などを調達して各避難所に供給します。
- ・福祉部門の職員、衛生部門の職員などを避難所に派遣して、心身の健康管理、衛生管理を支援します。
- ・在宅避難者に対しても、これらの支援を行います。

#### (4) 避難所は、避難所運営マニュアルに基づく撤収期（2週間程度を目安とする）に

- 閉鎖を進めます。ただし、長期受け入れ施設の確保ができるまでは、当然に避難所の開設期間が延長されるものとなります。校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難生活との調整について市と協議を行い、避難所として利用しながら授業が早期再開できるような体制の構築を図ります。
- ・住宅（家屋）を失くした人に対しては、基本的に避難所閉鎖後は長期受け入れ施設（応急仮設住宅等）で対処します。

### 3 避難所に設けるスペース

#### (1) 受付

屋外テント等に受付（避難者名簿記載場所）を設置します。

(2) 物資等の保管場所

物資は避難所運営委員会と協議の上で在宅避難者も含め、必要な物資を受け取りできる場所に保管します。

(3) 一般避難者の避難場所

- ・体育館を優先的に居住スペースとし、地床面に色テープ・掲示板などで示し、地区ごとに居住スペースを指定します。
- ・居住スペースは、荷物の増量などを勘案し、公平に対処します。
- ・緊急対応期の段階での就寝可能な占有が可能な面積は2 m<sup>2</sup>/人とします。

(4) 要配慮者優先避難所

- ・要配慮者（妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者等）は、体育館内の専用スペースまたは特別教室等の事前に指定されている教室等を優先して使用し、避難者数に応じて校舎全体を避難所として柔軟に対応する。

(5) ペット飼育場所

- ・ペット飼育場所としてプール敷地を指定します。
- ・ペットの同室避難を希望する場合は、避難所運営委員会で協議の上で、場所の設定を行います。

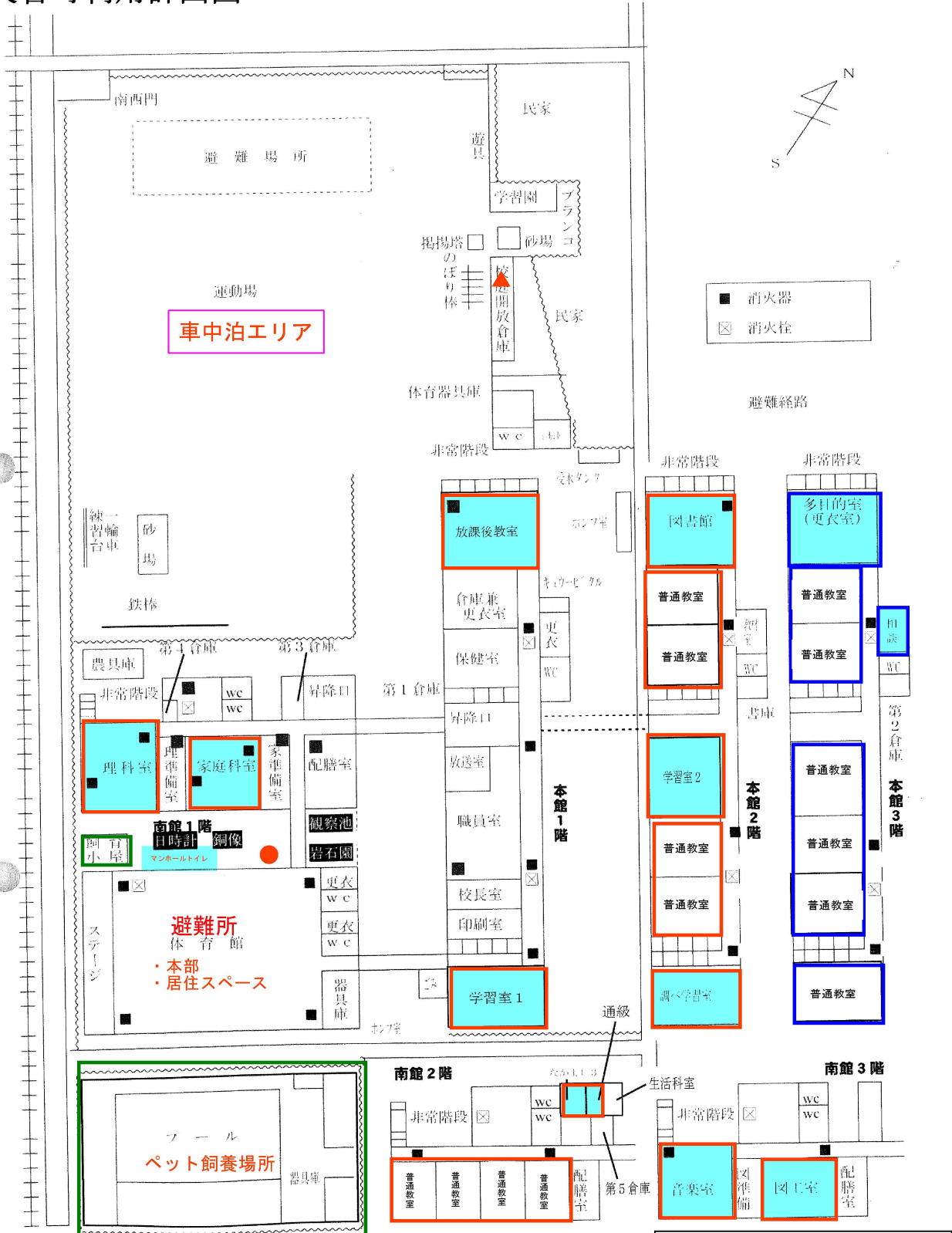
(6) トイレ

- ・発災直後のトイレの利用の可否が判明するまでは、施設のトイレは使用禁止とし、簡易トイレや仮設トイレを設置します。
- ・下水道施設の使用が可能と判明した際は、マンホールトイレを設置します。

学校避難所一覧

	学校名	住所	電話番号
1	豊明小学校	豊明市阿野町茶屋浦2 9	(0562) 97-0111
2	栄小学校	豊明市新栄町2丁目2 9 5	(0562) 97-5710
3	中央小学校	豊明市新田町西筋3 8	(0562) 92-0312
4	杓掛小学校	豊明市杓掛町一之御前1 6	(0562) 92-0743
5	大宮小学校	豊明市前後町大狭間1 4 7 5	(0562) 93-0911
6	三崎小学校	豊明市三崎町三崎2 - 1	(0562) 93-5111
7	館小学校	豊明市栄町南館3 - 7 5 8	(0562) 97-1235
8	二村台小学校	豊明市二村台7丁目3	(0562) 92-4821
9	豊明中学校	豊明市西川町横井4 - 1	(0562) 92-1321
10	栄中学校	豊明市栄町殿ノ山5 0	(0562) 97-2648
11	杓掛中学校	豊明市杓掛町下山1	(0562) 93-3232

# 豊明小学校 災害時利用計画図



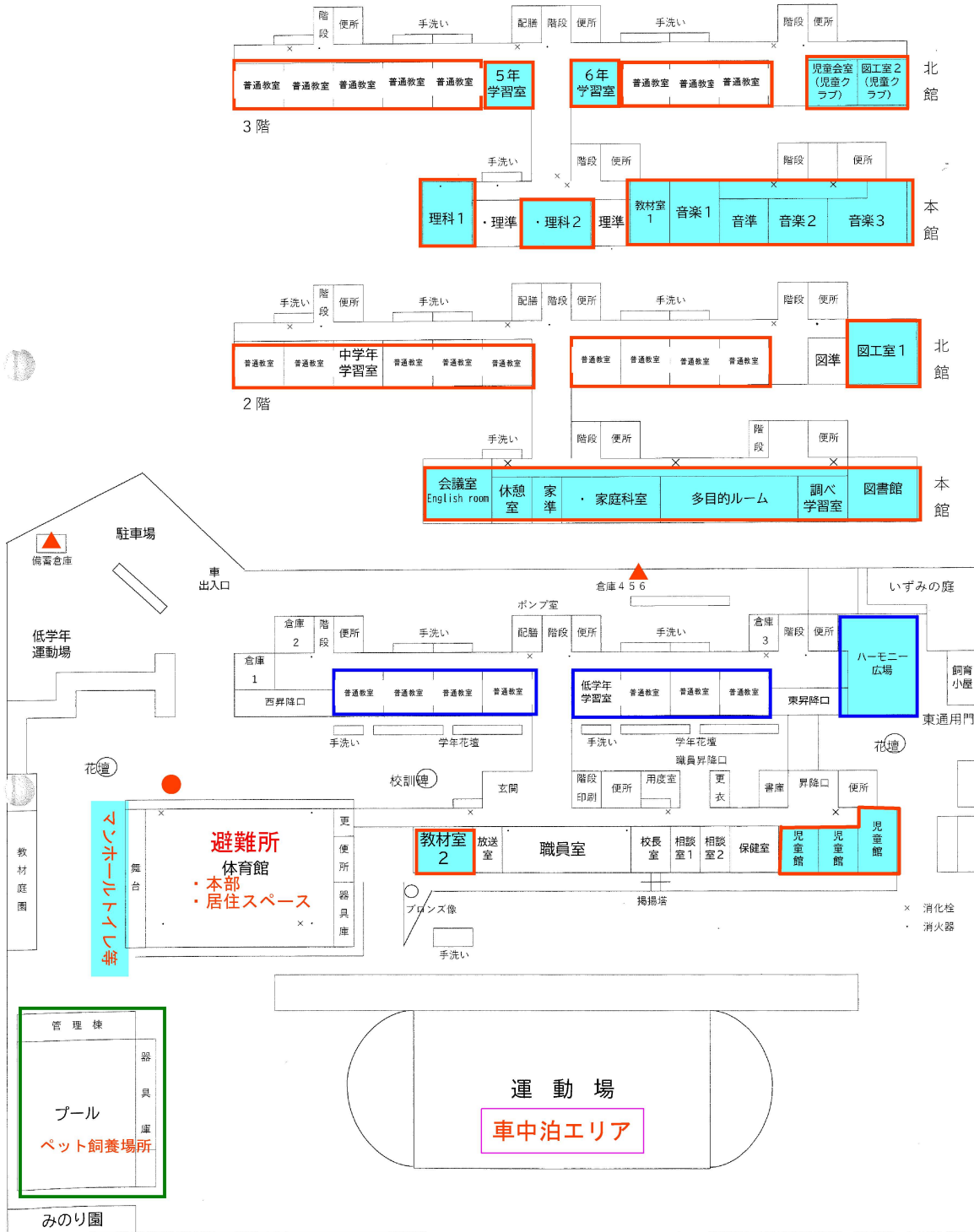
※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室(水色着色箇所)を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用することとする。

- 凡例
- 要配慮者優先教室
  - 隔離教室(感染者等)
  - 車中泊エリア(運動場)
  - ペット飼養場所
  - 受付
  - ▲ 防災備蓄倉庫

# 栄小学校 災害時利用計画図

凡例

- 要配慮者優先教室
- 隔離教室 (感染者等)
- 車中泊エリア (運動場)
- ペット飼養場所
- 受付
- ▲ 防災備蓄倉庫



※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室 (水色着色箇所) を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用することとする。

# 中央小学校 災害時利用計画図

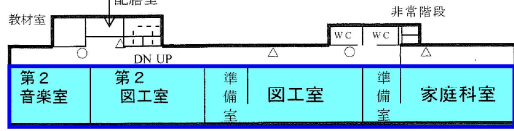
## 凡例

- 要配慮者優先教室
- 隔離教室（感染者等）
- 車中泊エリア（運動場）
- ペット飼養場所
- 受付
- ▲ 防災備蓄倉庫

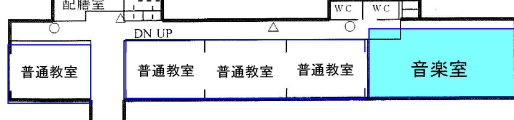
北棟4



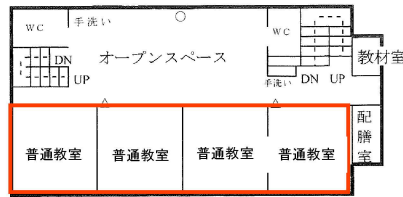
北棟3



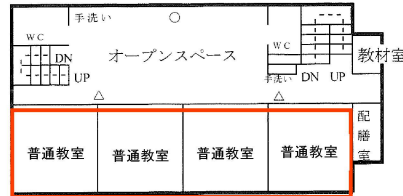
北棟2



管理棟3



管理棟2

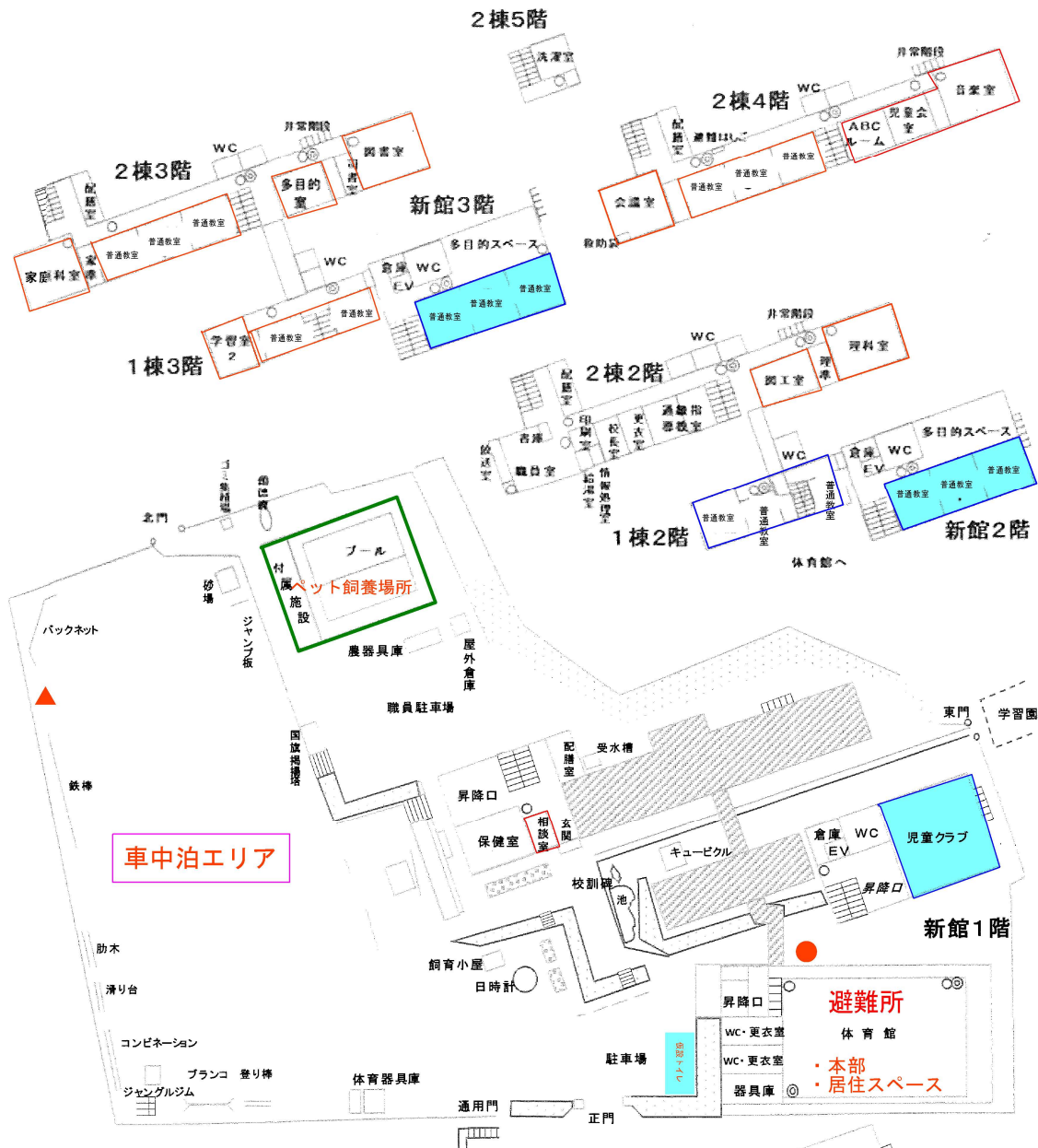


- 凡例
- 消火栓
  - 消火器
  - △ 水道メーター



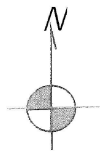
※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室（水色着色箇所）を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用するこ  
レレホス

# 沓掛小学校 災害時利用計画図



- ◎ 消火栓
- 消火器

※ 建築法規上は、1棟および1棟新館の2・3・4階はそれぞれ1・2・3階、1棟新館の1階は地下1階である。



※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から水色着色箇所の教室を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用することとする。

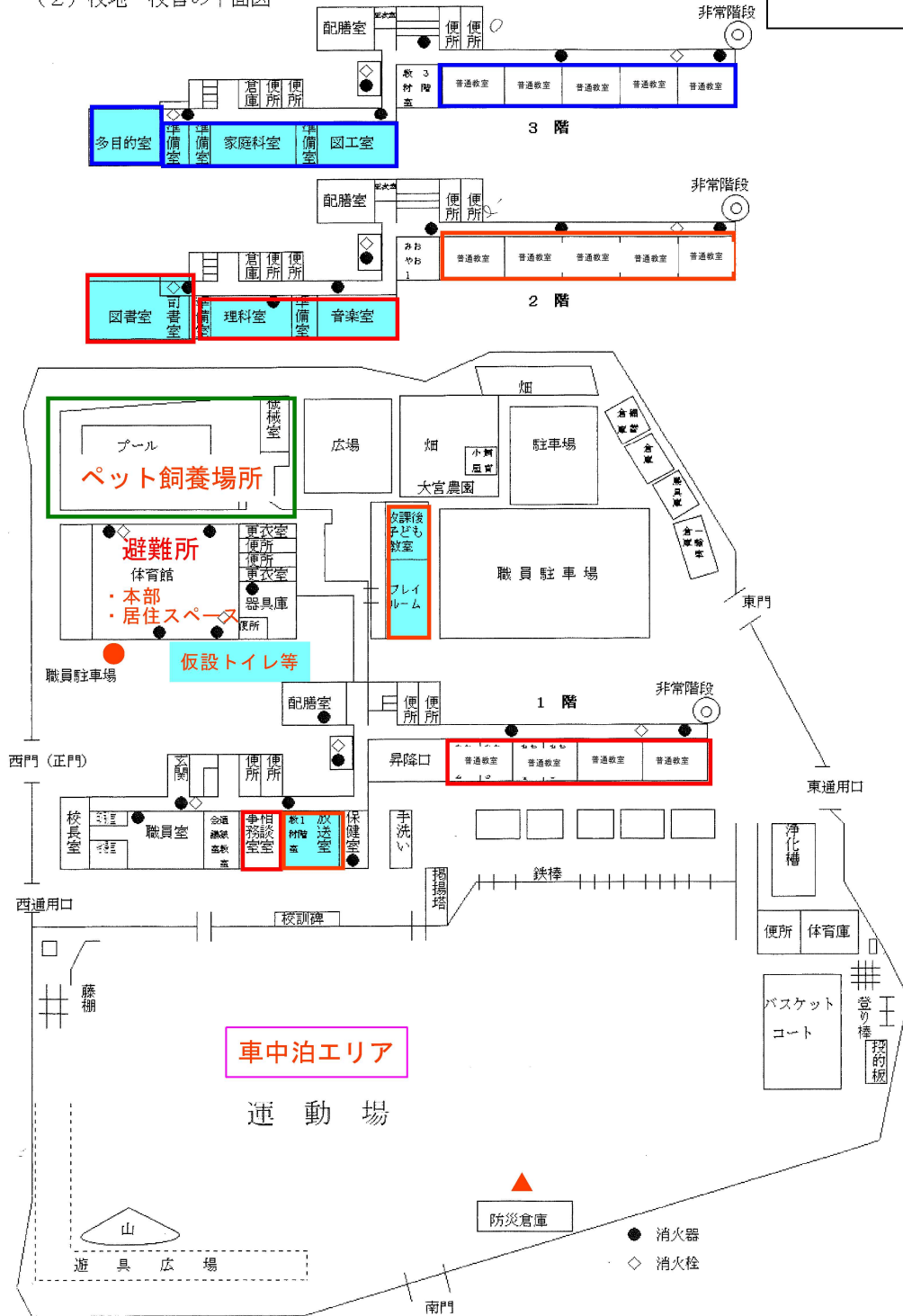
凡例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	要配慮者優先教室
<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	隔離教室（感染者等）
<span style="border: 1px solid pink; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	車中泊エリア（運動場）
<span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	ペット飼養場所
<span style="color: red; font-size: 1.2em;">●</span>	受付
<span style="color: red; font-size: 1.2em;">▲</span>	防災備蓄倉庫

# 大宮小学校 災害時利用計画図

凡例

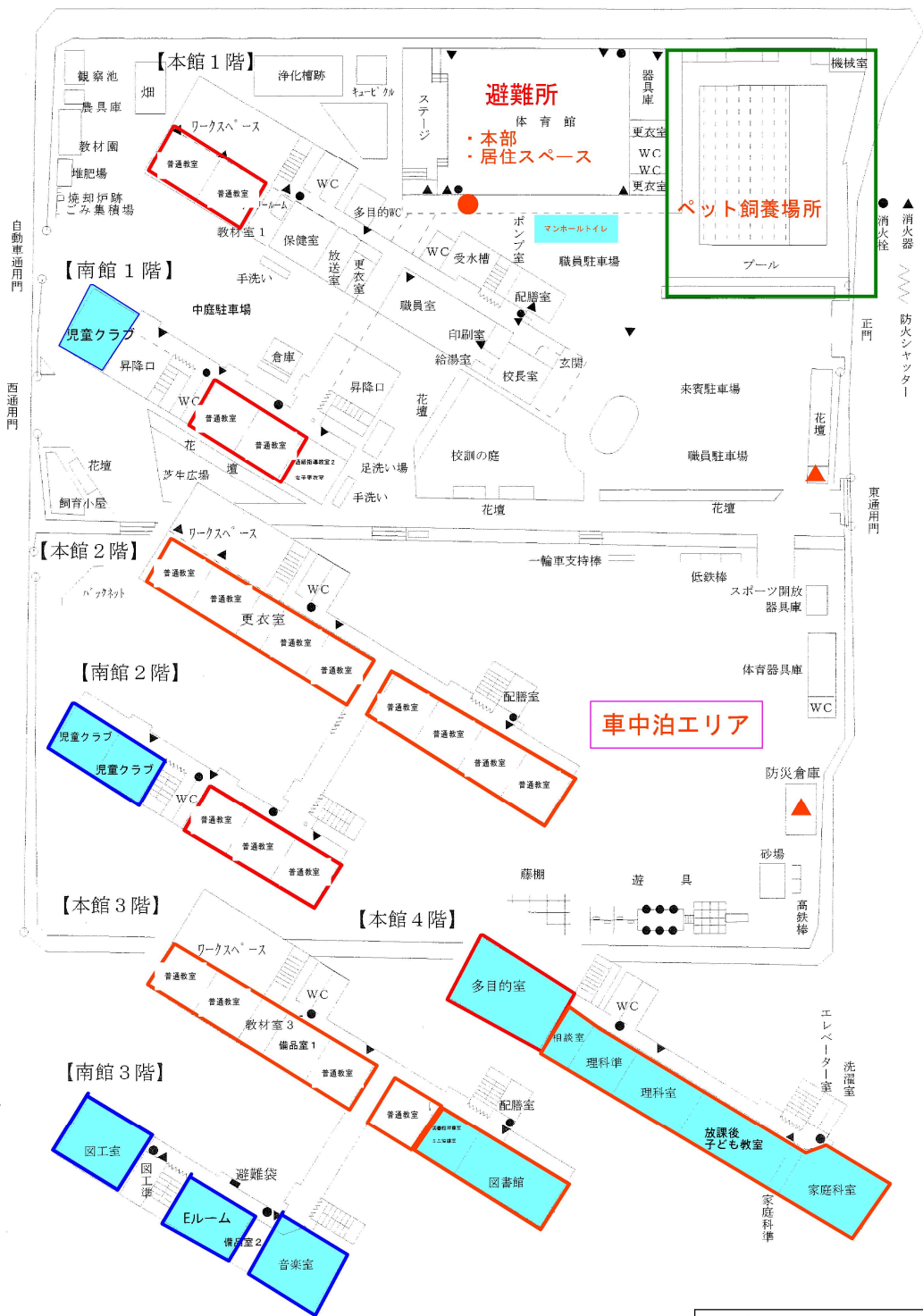
- 要配慮者優先教室
- 隔離教室（感染者等）
- 車中泊エリア（運動場）
- ペット飼養場所
- 受付
- ▲ 防災備蓄倉庫

(2) 校地・校舎の平面図



※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室（水色着色箇所）を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用することとする。

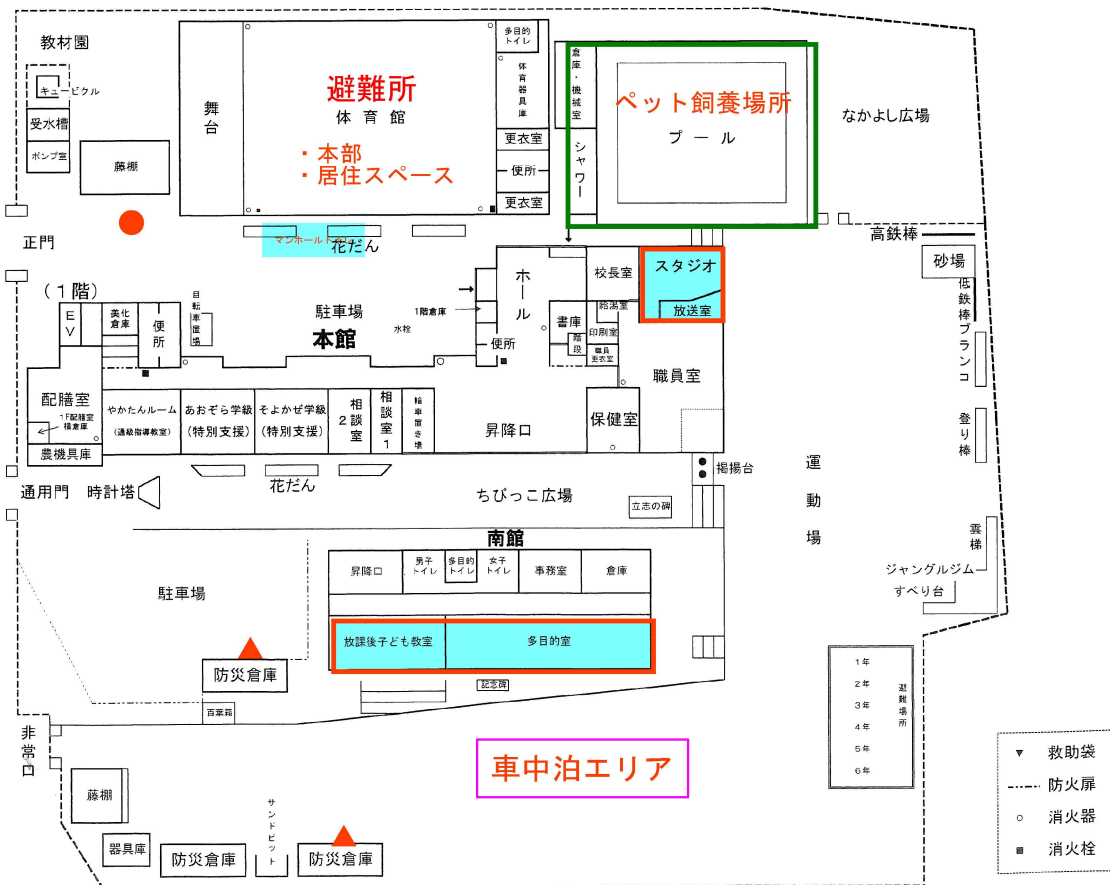
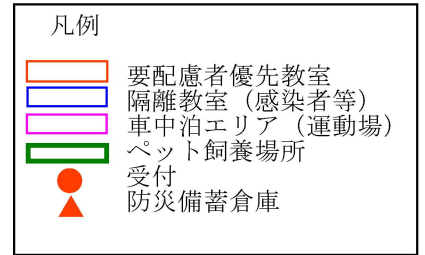
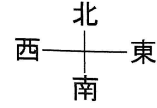
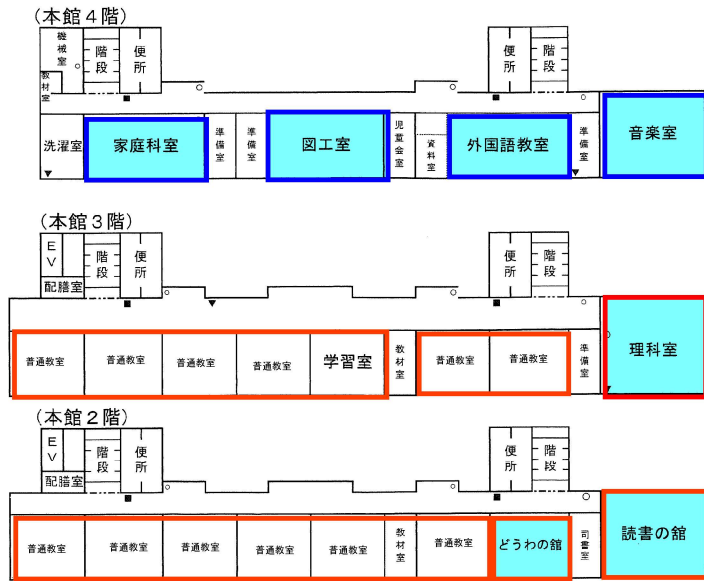
# 三崎小学校 災害時利用計画図



※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室(水色着色箇所)を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用することとする。

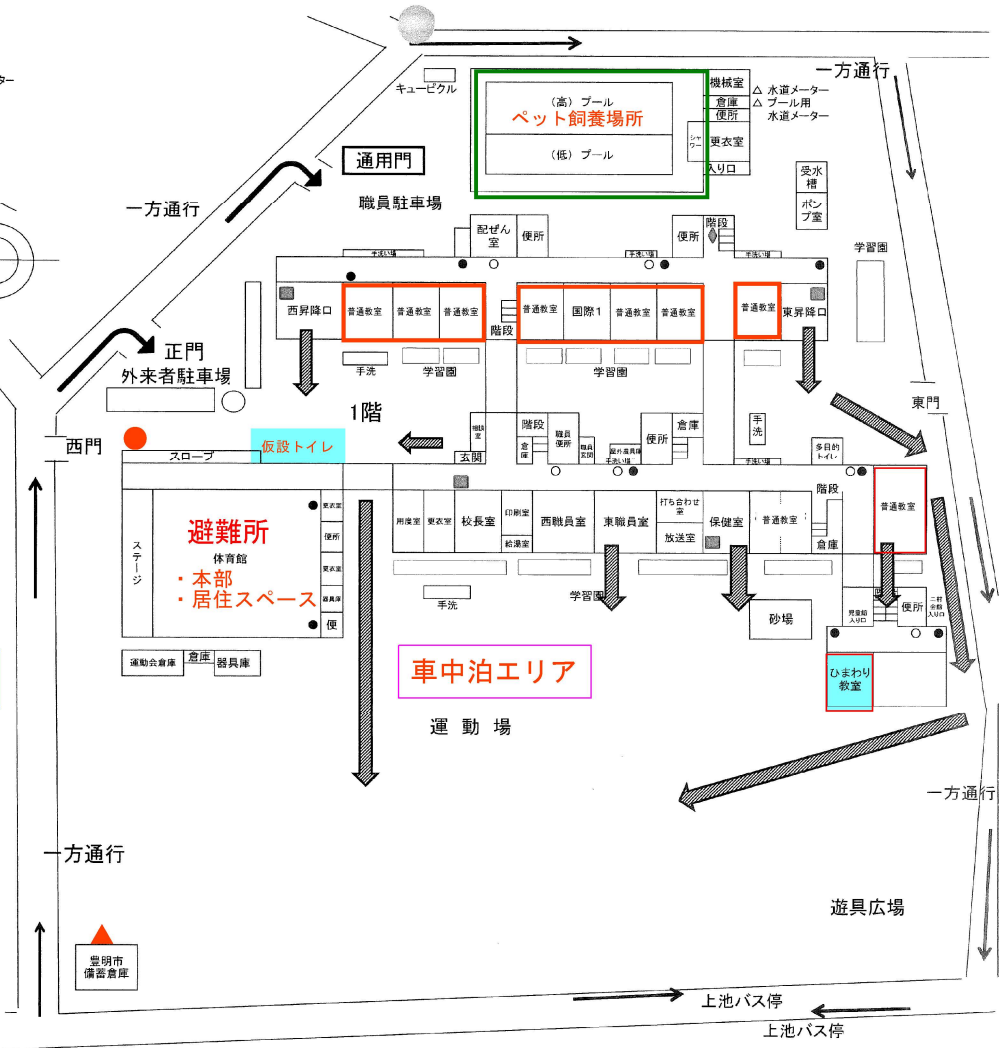
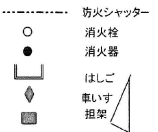
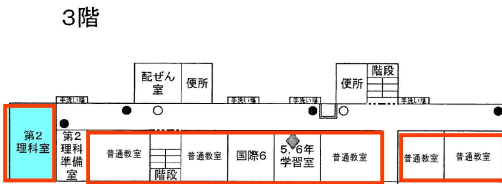
- 凡例
- 要配慮者優先教室
  - 隔離教室(感染者等)
  - 車中泊エリア(運動場)
  - ペット飼養場所
  - 受付
  - ▲ 防災備蓄倉庫

# 館小学校災害時利用計画図

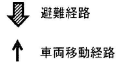


※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室(水色着色箇所)を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用することとする。

# 二村台小学校 災害時利用計画図

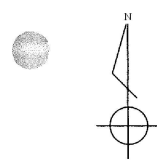


- 凡例
- 要配慮者優先教室
  - 隔離教室 (感染者等)
  - 車中泊エリア (運動場)
  - ペット飼養場所
  - 受付
  - ▲ 防災備蓄倉庫

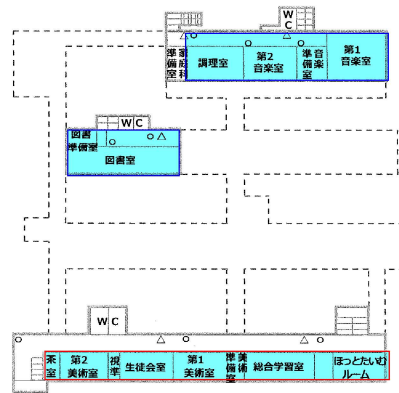


※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室 (水色着色箇所) を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用することとする。

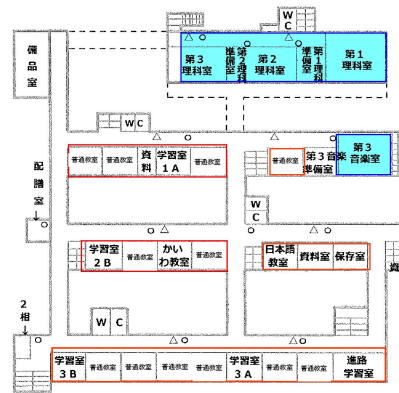
# 豊明中学校 災害時利用計画図



3階 平面図



2階 平面図



- 凡例
- 要配慮者優先教室
  - 隔離教室（感染者等）
  - 車中泊エリア（運動場）
  - ペット飼養場所
  - 受付
  - ▲ 防災備蓄倉庫

※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室（水色着色箇所）を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用することとする。

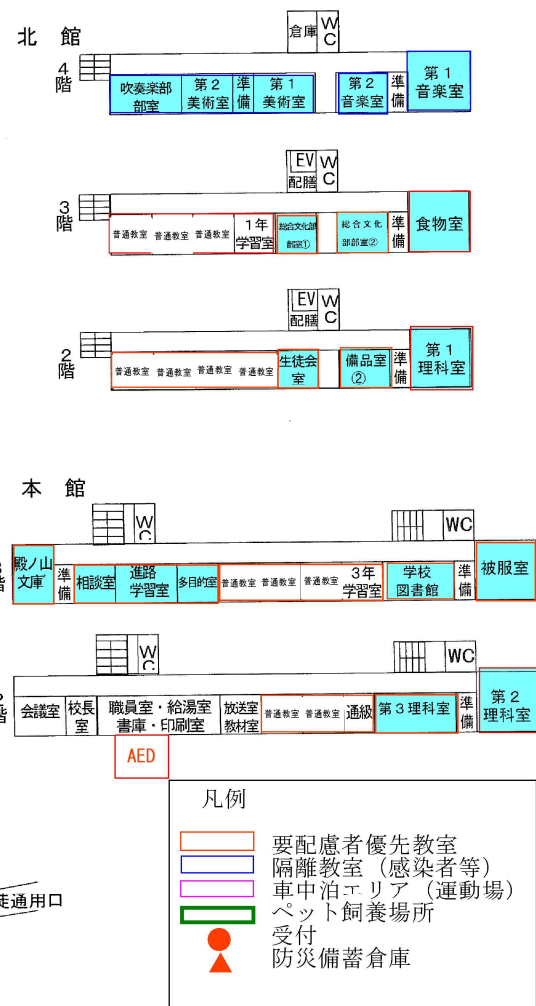
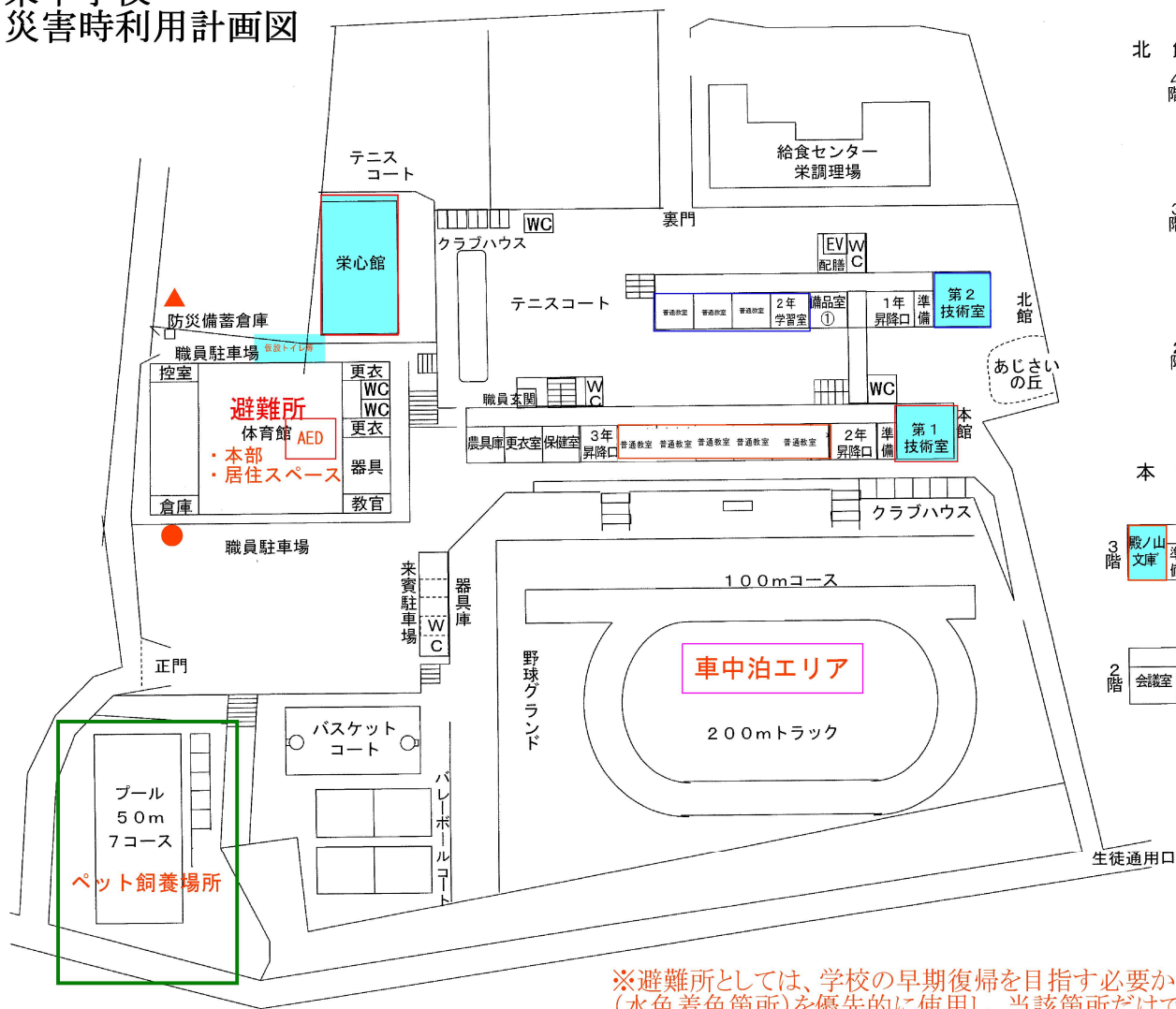


車中泊エリア

ペット飼養場所

避難所  
・本部  
・居住スペース

# 栄中学校 災害時利用計画図

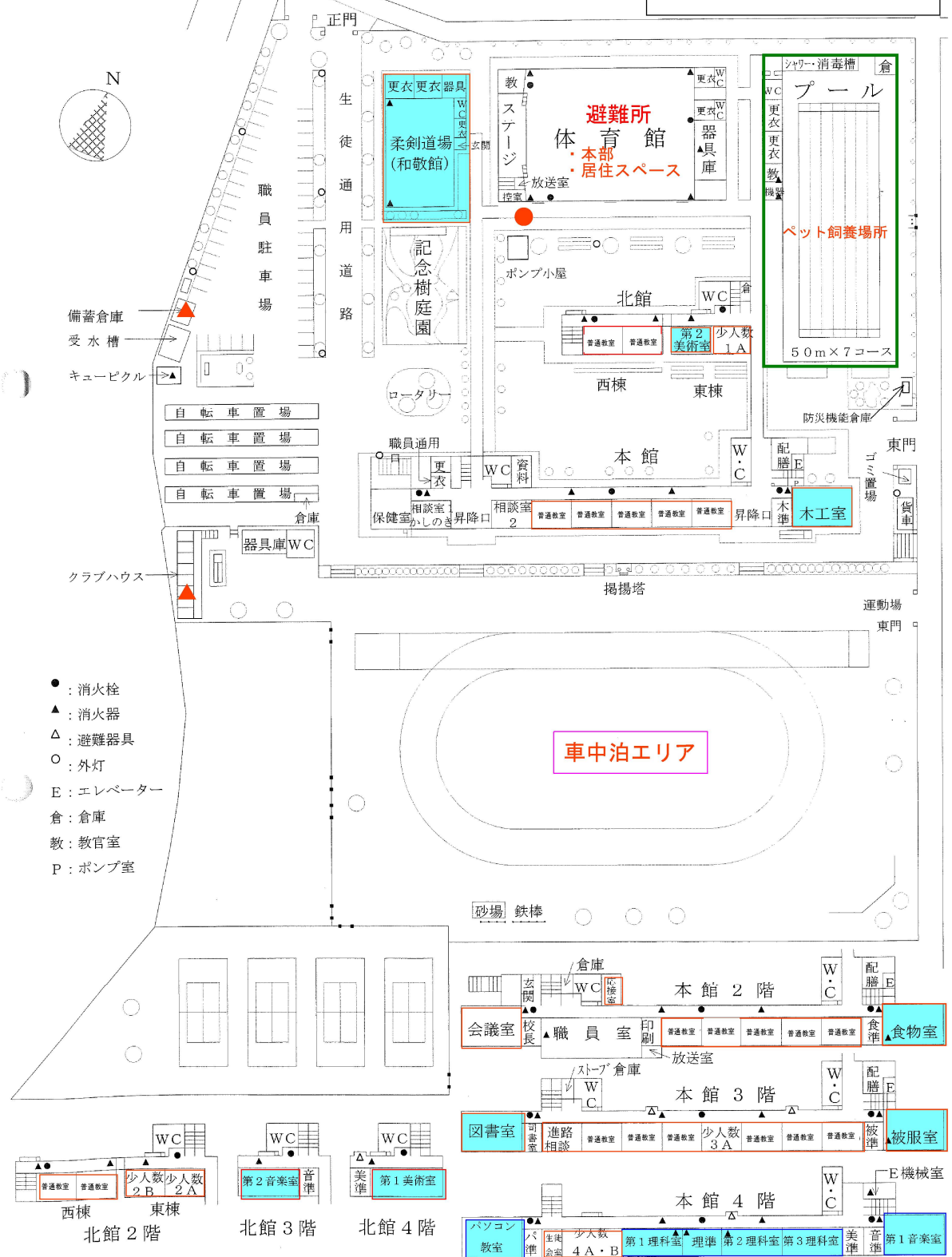


※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室(水色着色箇所)を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用することとする。

# 沓掛中学校 災害時利用計画図

## 凡例

- 要配慮者優先教室
- 隔離教室 (感染者等)
- 車中泊エリア (運動場)
- ペット飼養場所
- 受付
- ▲ 防災備蓄倉庫



- : 消火栓
- ▲ : 消火器
- △ : 避難器具
- : 外灯
- E : エレベーター
- 倉 : 倉庫
- 教 : 教室
- P : ポンプ室

※避難所としては、学校の早期復帰を目指す必要から特別教室 (水色着色箇所) を優先的に使用し、当該箇所だけでは避難者の受け入れに限界があるなど緊急の場合は普通教室も使用する